



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	フランスにおける公務員の不利益処分手続き（2）－人事記録閲覧手続から防御権の法理へ－
Author(s)	下井, 康史; SHIMOI, Yasushi
Citation	北大法学論集, 54(4), 1-50
Issue Date	2003-10-09
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15227
Type	departmental bulletin paper
File Information	54(4)_p1-50.pdf



フランスにおける公務員の不利益処分手続（二）

——人事記録閲覧手続から防御権の法理へ——

下井康史

目次

はじめに

序章 フランス公務員制度

第一節 略史

第二節 公務員の種類

第三節 公務の内部構造とキャリア

第四節 不利益処分

第一章 人事記録閲覧手続制度の創設から「防御権の法理」への展開

第一節 人事記録閲覧制度の創設

第一款 カード事件と一九〇五年法六五条の制定経緯

第二款 学説による評価

第二節 判例の展開

第一款 一九〇五年法六五条に関する判例

第一項 人事記録閲覧手続の内容

(一) 人事記録閲覧手続の開始

(二) 人事記録閲覧手続の目的

第二項 一九〇五年法六五条の人的射程

(一) 官吏

(二) 雇員・労務員

(三) 名誉官吏

第三項 一九〇五年法六五条が適用される処分

第四項 適用除外

第二款 「防御権の法理」への発展

第一項 法の一般原理としての「防御権の法理」の成立

第二項 その後の判例

第二章 人事記録閲覧手続に関する判例の展開

第一節 人事記録閲覧手続の対象となる処分

第二節 人事記録閲覧手続の内容

(以上、第五四卷第一号)

(以上、本号)

第一章 人事記録閲覧制度の創設から「防御権の法理」への展開

人事記録閲覧制度は、一九〇五年四月二二日の財政法律第六五条（以下、「一九〇五年法六五条」）で創設された。同条制定の契機となったのは、第三共和制期の主要な事件の一つである「カード事件（l'affaire des fiches）」⁽¹⁾である。これは陸軍士官の昇進が政治的意見や宗教上の信仰に左右されており、しかも、それらの情報が密告によって収集されていたという事件である。一九〇五年法六五条は、このような事件が二度と起こらぬよう、公にできない人事記録に基づく人事管理の予防を狙いとして制定された。

このように、人事記録閲覧手続のそもそもの制度趣旨は、秘密人事行政の予防にあった。しかし、コンセイユ・データは、この制度を告知弁明の機会を保障する不利益処分手続として活用する。そこで構築された判例法理は公務員法における基本原理となり、かつ、その趣旨は公務員法以外の分野でも活用されて「防御権の法理」という法の一般原理の地位を得ている。その結果、今日における人事記録閲覧手続は、防御権の法理を公務員法で法律が具体化した制度ということになるが、歴史的には、防御権の法理が法の一般原理として成立する以前から、その趣旨を公務員法で先取りしたものと位置付けられる⁽²⁾。

本章では、以上の経過を詳論する。以下、人事記録閲覧手続制度化の経緯を見た後（第一節）、人事記録閲覧手続と

説 防禦権の法理のそれぞれに関する判例に言及する（第二節）。

論

- (1) 同事件については、石原司「急進派とその政治行動」山本桂一編『フランス第三共和制の研究』（有信堂、一九六六年）一一〇頁、W・シャイラー著・井上勇訳『フランス第三共和制の興亡』（東京創元社、一九七一年）七七頁。v. Debry (1), La communication du dossier des Fonctionnaires, 1933, Les Presses Modernes, p. 6, Thuillier (G.), La communication du dossier de l'article 65 de la Loi du 22 avr. 1905, Rev. Adm., 1975, p. 454 et s.
- (2) 「はじめに」一〇頁参照。

第一節 人事記録閲覧制度の創設

本節では、まず、カード事件の経緯と国会における一九〇五年法六五条の審議状況を概観した後（第一款）、同条に対する学説の評価に触れ、同条の欠陥が指摘されていたことを確認する（第二款）。

第一款 カード事件と一九〇五年法六五条の制定経緯

一 カード事件が起きたのは、第三共和制最長の内閣で、カトリック右翼勢力の抑圧や政教分離などの反教権主義政策を重点的に推進したコンブ内閣の時代である。⁽³⁾ 当時のフランス軍、とくにその士官 (officier) 集団は、ナポレオン一世の統治以来、反共和主義的、カトリック至上主義の伝統を誇り、第三共和制下にあっても反共和・教権主義勢力の牙城であった。ところが、軍には稀有の反教権的將軍アンドレは、コンブ内閣の陸軍大臣に就任すると、陸軍の共和化を試

み、熱心なカトリック信者である官吏の刈取りを企てた。そのために上級士官の状況を正確に把握しようとしたのだが、その情報収集手段が問題であった。彼は、軍組織における成績判定や知事の提出する勤務評定を信用せず、政治的カトリシズムの台頭を常に警戒するフランス・フリーメーソンの協力を得て、その各支部が収集して將軍に密告した情報を利用したのである。密告は、県知事や司法官、さらには士官や士官の部下によっても行われたようである。⁽⁴⁾

アンドレ將軍は、密告によって収集された情報をもとに、士官の政治思想や忠誠心、とりわけその宗教的態度を評価し、カードで分類する。教会にあまり通わない士官は、早い昇進と有利な配属が予定される士官として「コリント式の人事記録 (dossier Corinthie)」に、ミサに積極的に通ったり、妻がミサに通うことを許す、あるいは、息子に初聖体を受けさせるような教会支持者やイエズス会士である士官は、輝かしいキャリアが予定されない士官として「カルタゴ式人事記録 (dossier Carthage)」に、それぞれ分類した。⁽⁵⁾ カードは約三〇〇枚に及び、その内一八〇枚がフリーメンソンの手による情報に依拠していたといふ。⁽⁶⁾ これらのカードに基づき、政治的意見や宗教上の信仰を隠された真の理由として、士官等の懲戒処分や昇進決定がなされていたといふのである。⁽⁷⁾

しかし、アンドレの企みは曝露される。一九〇四年一月二八日、ギヨ・ド・ヴィルヌーヴ下院議員が議会演説でこのカードの一枚を読み上げ、アンドレ將軍を糾弾すると、愛国的將校を卑劣な手段で虐待する売国的政策であるとして内閣を追及する声が議場を圧した。陸軍ではこの七年前に著名なドレフェス事件⁽⁸⁾が起きており、その記憶も覚めやらぬ時期に起こったこの事件は、激しい陸軍、政府批判を再び喚起する。コンブ内閣は窮地に陥り、アンドレ將軍は一月一日に陸軍大臣を辞任、ベルトー下院議員がその職を継ぐ。

二 左翼の有力者ジョレスは、内閣倒壊を憂慮し——最終的には、この事件をきっかけとしてコンブ内閣は退陣を余儀なくされる⁽¹⁰⁾——、アンドレ將軍の政策を擁護すると同時に、一九〇五年予算の審議の際、社会党員であるサムバ下

説
院議員に、次のような一九〇五年財政法律附加条項を提案させる。

論

「あらゆる公官庁のあらゆる文武官吏 (fonctionnaires civils et militaires) 及び雇員 (employés) 並びに勞務員 (ouvriers) は、自己の人事記録 (dossiers) を構成する勤務評定書 (notes) や個人の特徴を示すカード (feuilles signalétiques) のすべて、及び、その他の文書を閲覽する權利を有する。⁽¹¹⁾」

全公務員に自己の人事記録を閲覽する權利を承認するこの案は、人事記録が秘密のうちに作成されることの防止を狙いとしていた。サムバはこの法案を提出するにあたり、次のように演説する。

「この条文は、政府側の諸權利を留保しつつ、正義の觀念に適った公正なものであることは言うまでもなく、民主主義の原理や威嚴にも即し、議会がほぼ全員一致で支持することを確信する⁽¹²⁾ような保障を構成する。」

このサムバ案は、世論の不满を鎮めて右翼の攻撃をかわすための駆け引きに過ぎないと見られた⁽¹³⁾ようだが、コンブ首相は同案に賛成し、さらに、一九〇五年一月一九日のコンブ辞任を受けて首相に就任したルーヴィエも、内閣所信表明演説でカードシステムの廃止を約束、暗にはあるがサムバ案を支持した。同案の審議は一旦中断されたが、三月八日、再び下院に付される。ここでサムバは次のように演説した。

「私の案は、(中略) わが国のあらゆる行政実務の重要な基盤である「公正と品位の一般原則」に基づくもので

ある。官吏は、自己の人事記録に記載されているすべてのことを調べ、参照するという、正当な権利を有することになる。」⁽¹⁴⁾

陸軍以外の省庁でも密告による情報に基づいて秘密人事記録が作成され、それを参照した人事上の諸措置がなされていたことが二月に報告されていたこともあり、三月八日、下院は特に議論することなく、サムバ案を一九〇五年財政法律六五条として可決する。⁽¹⁵⁾⁽¹⁶⁾

三 しかし、ジェーズが紀律と階層の擁護者と形容した上院は、同案成立に強硬に反対する。上院もカード事件のような事態を二度と生じさせないことを望む点では下院と同じであったが、⁽¹⁷⁾⁽¹⁸⁾機会を制限することなく人事記録閲覧請求を承認するサムバ案では、行政の能率的運営 (bon fonctionnement) に重大な障害が生じるとし、⁽¹⁹⁾六五条可決に全面的に反対した。

たとえば、元陸軍大臣ピヨール將軍は、サムバ案があらゆる公行政に無政府状態を、軍には無紀律状態を生じさせるとし、実行不可能かつ危険なものと主張、同条の廃案を提案した。⁽²⁰⁾セプリーヌは、秘密文書こそが行政にとって真の害毒であるとし、密告制度の廃止には賛同したが、あらゆる人事記録の閲覧を認めるサムバ案では階層関係が破壊されると強く批判、階層上の上司以外の者が作成した文書に限って閲覧を認めるよう修正すべきことを提案した。⁽²¹⁾キュヴルヴィーユ海軍大將も、勤務評定は秘密であることがその真正さにとって不可欠であり、その閲覧は海軍の紀律のすべてを崩壊させると主張、セプリーヌ案を支持した。⁽²²⁾その他、サムバ案に遡及効が認められるとすると、現存する人事記録をすべて見直さなければならぬが、そのためには膨大な労力と時間が必要であることも、反対理由としてあげられている。⁽²³⁾ルーヴィエ首相は、サムバ案によって多くの困難が生じるであろうことは承知しているとしつつ、下院との約束を破

することはできないから、サムバ案の廃案に等しいセブリーヌ案は受け入れがたいとして、サムバ案の可決を求めた。しかし、上院は、サムバ案では官吏に無制限の権利が認められることになるとし、さらに、六五条が適及効をもたないの(24)であればその旨を明示すべきと主張、サムバ案が十分に検討されていない不十分な内容であることを指摘したうえで、(25)四月一七日、ほぼ全員一致で、一九〇五年財政法律から六五条を削除することを可決した。(26)

四 しかし、一九九日に下院がサムバ案を追認したため、翌二〇日、上院の財政委員会 (Comission du budget) は、人事記録閲覧の機会を不利益処分の前に制限する次のような代替案を提案する。

「あらゆる文武官吏は、事前に閲覧でき、かつ、理由を付記された報告書に基づいてのみ、懲戒処分 (mesure disciplinaire) を科され、あるいは、勤続年数 (avancement a l'anciennete) による昇進を延伸される。(27)」

二二日、ルーヴィエ首相はこの代替案を可決するよう下院に求め、サムバは反対したが、可決された。(28) しかし、同日に上院がこの代替案も実行不可能として削除を決定したため、(29)すぐにルーヴィエ首相は、さらなる妥協案をミリエ・ラクロワ上院議員に提案させる。

「あらゆる公官庁のあらゆる文武官吏及び雇員並びに労務員は、懲戒処分の対象とされる前に、あるいは、勤続年数に基づく昇進を延伸される前に、勤務評定書や個人の特徴を示すカードのすべて、及び、人事記録を構成するすべての文書の、個人的かつ秘密の閲覧 (communication personnelle et confidentielle) を求める権利を有する。(30)」

この案は、先の上院財政委員会の案と同様、人事記録閲覧の機会を不利益処分の前に限定すると同時に、閲覧の態様を「個人的かつ秘密」なものに制限する。その狙いは、官吏団体等による閲覧請求の排除にあつた。⁽³¹⁾ けれども上院は態度を変えず、この妥協案の削除を議決する。⁽³²⁾ 予算案は再び下院に戻され、下院予算委員会はミリエ・ラクロワ案を一部修正したうえで——閲覧請求が許される処分に職権転任 (déplacement d'office) を追加——、同案の採択を提案した。予算委員会のポードン一般報告官 (rapporteur général) は、下院での提案にあたり、「官吏による勤務評定書閲覧の原則を維持することは望むが、能率的行政の利益を犠牲にしてまで、人事記録閲覧を、単なる要求に基づき、かつ、いかなる時にも認めることまではできない」と述べた。⁽³³⁾ これを受けてサムバは次のように演説する。

「私が考えたのは白日の下にさらされた行政 (administration au grand jour)⁽³⁴⁾ であり、自己の責任をとる上司なのであつて、つまり、他人の上司たることを受容するような人々は、単に知的な資質や職業上の知識を有するのみならず、しっかりとした人間であることが求められるということである。(中略) 私の目標は例外的で稀にしか許されない人事記録閲覧ではない。自動的に自発的な閲覧であり、また、日常的で自発的な公正の実践である。(中略) 上院はこのような手段について我々に同調しようとしなかったが、賛同を強制することはできない。(中略) 予算委員会は、全てが無に帰すことを避けるため、明らかに欠陥のある条文を甘受した。閲覧を一般的かつ普遍的に認めるのではなく、一定の裁量が認められる場合にだけ義務的とした。私はこれを第一段階としてしかみなさないであらう。⁽³⁵⁾」

下院は予算委員会が提案した代替案を可決し、二二日の夜、上院に送付する。セブリーヌは、「下院が可決した条文

はわが国の法律に真の無政府状態原理を導入する」と反対し、ビヨールも同調したが、うんざりした上院は、翌二三日、ついに次のような一九〇五年財政法律六五条を可決した。

「あらゆる公官庁のあらゆる文武官吏及び雇員並びに労務員⁽³⁷⁾は、懲戒処分もしくは職権転任の対象とされる前に、あるいは、勤続年数による昇進を延伸される前に、勤務評定書や個人の特徴を示すカードのすべて、及び、人事記録を構成するすべての文書の、個人的かつ秘密の閲覧を求める権利を有する。⁽³⁸⁾」

五 以上のような経過を経て成立した一九〇五年法六五条は、当初のサムバ案に比べ、人事記録閲覧の機会を著しく限定するものとなった。行政の効率性と官吏の利益保護との間の妥協の産物であることが指摘されている。⁽³⁹⁾しかし、この六五条は、次の六点において、フランス公務員法、あるいは、フランス行政法の歴史上、きわめて重要な位置を占めている。

第一に、懲戒処分の事前手続につき当時の官吏法制は、一部の官吏職員群⁽⁴⁰⁾に懲戒審議会 (Conseil de discipline)⁽⁴¹⁾による対審的な聴聞手続を認めていたが、多くの官吏についてはなんらの手続も保障していなかったところ、一九〇五年法六五条によって、懲戒審議会の設置が義務づけられていない職員群の官吏にも、人事記録閲覧という懲戒手続が導入されることになった。そして、次節で見られるように、コンセイユ・デタがこの制度を対審的な告知弁明手続として活用した結果、六五条は、一九世紀の懲戒裁判制度に端を發し、懲戒審議会制度で促進された懲戒制度の裁判手続化 (juridification)⁽⁴²⁾をいっそう進めたものと評価されるに至っている。

第二に、当時の官吏身分規程の内容は、懲戒制度に限らず、官吏の職種ごとにばらばらで、しかも、その法形式はほ

とんどがデクレであった。六五条は、当時において、官吏全般に共通して適用される数少ない立法の一つであり、「政府によつて許された身分保障」から「法律による身分保障」への重要なステップと位置付けられる。⁽⁴³⁾

第三に、懲戒処分の他に、職権転任や昇進延伸のような、わが国でもフランスでも、典型的な不利益処分とはいえない処分も対象とされている。⁽⁴⁴⁾ ミリエ・ラクロワ案には無かつた職権転任が最終的に人事記録閲覧の対象とされることになつた理由は不明だが、処分権者に広範な裁量が認められ、濫用の危険が高いことから対象とされたと推測される。⁽⁴⁵⁾ 一九〇五年法六五条は、それまで上司の完全な自由裁量に委ねられていた職権転任を規制する初めての法令である。⁽⁴⁶⁾

第四に、ボナールの指摘によれば、当時、官吏の地位が政争の具として利用される風潮があつたといふ。⁽⁴⁷⁾ しかし、六五条成立当時、官吏を政治的情実から守る身分保障システムは、前述の懲戒審議会手続を除き、ほとんど整備されていなかつた。⁽⁴⁸⁾ そのような状況において、政治的勤務評定の予防を趣旨とする人事記録閲覧手続を制度化した六五条は、身分保障システムの萌芽的存在の一つと目せられる。⁽⁴⁹⁾

第五に、それまでの官吏勤務評定は非公開が原則であつたが、⁽⁵⁰⁾ 六五条によつて、機会は限定されたものの、勤務評定の内容が開示され得ることになつた。その後、一九四六年以降の官吏法が、機会を限定しない勤務評定閲覧制度を導入するが（現行官吏法第一部一七条）、⁽⁵¹⁾ これは当初のサムバ案の制度化といふことができ、その結果、まさにサムバが述べたように、六五条の人事記録閲覧制度は、一般的勤務評定開示の制度化に向けた第一段階と位置付けられることとなる。さらに視点を行政法全般に拡げれば、人事記録閲覧制度は、一九七八年の文書公開法等、⁽⁵²⁾ 行政の透明性確保を目的とする諸制度の先駆とも見ることができよう。⁽⁵³⁾

第六に、次節以下で詳論するように、コンセイユ・デタは、一九〇五年法六五条を不利益処分の前の告知弁明手続の根拠として活用し、さらに、そこで展開された判例法理の基本的な部分を、一九四〇年代半ば以降、公務員法以外の行

政法関係にも敷衍し、防御権の法理という法の一般原理を確立する。「はじめに」で述べたように、防御権の法理は、普遍的な広がりを持つ適正手続原理のフランス版ともいべきものであるが、その起源の一つが、この一九〇五年法六(54)五条なのである。

(3) 中木康夫『フランス政治上』(未来社、一九七五年)三四〇頁。

(4) Thuillier, op. cit., p. 454.

(5) Chapus (R.), *Droit administratif général*, T. II, 15e éd., Montchrestien, 2001, p. 83.

(6) Thuillier, op. cit., p. 454. ただし、テュイリエによれば、カードの質は必ずしも良くなく、実際に利用されることはあまりなかったようである。また、この密告制度をより熱心に活用したのは、アンドレ將軍よりも彼の官房メンバーであったともいわれる。策略家である彼らをやアンドレ將軍はうまく統制できなかったようで、彼の責任の有無を判別することは難しいという評価もある。v. *ibid.* なお、コンプが、カードの大部分は先のワルテック・ルソー内閣時代に集められたものと主張していることにつき、石原・前掲二二二頁参照。

(7) Deby, op. cit., p. 6. Coutant (P.), *Une institution particulière du droit disciplinaire de la fonction publique: La Communication du dossier*, Rev. adm., 1955, p. 398. ただし、石原・前掲二二二頁は、「宗教上の理由やその他の君主制的伝統によるとは考えられぬ理由で退役させられた将校も多く、このカードのために偏頗な処遇が非共和主義的将校に加えられたとは必ずしも断言できなから」とする。

(8) J. O., *Chambre des députés, séance du 28 octobre 1904*, p. 2232 et s. なお、石原・前掲二二〇頁では、国家主義者であるシーヴトンが下院での陸軍大臣に対する質問の形でこの事件を暴露したと紹介されている。

(9) ドレフュス事件については、例えば、中木・前掲書三二二頁以下、シャイラー・前掲書四六頁以下等参照。

(10) その間の経過については、石原・前掲二二〇頁以下参照。

(11) Thuillier, op. cit., p. 456.

(12) *ibid.*

- (13) *ibid.* ジョレスがサムバに財政法律付加条項を提案させた目的については、v. Lasserre (B), Lenoir (N) et Stim (B), *La transparence administrative*, P. U. F., 1987 (この文献については、兼子仁『行政手続法』（岩波新書、一九九四年）一九二頁以下参照), p. 18, D., 1905, IV, p. 104, col. 2, note 65. また、サムバ案の内容は、官吏団体——とりわけ教員や郵便局員などの下級官吏の団体——の古くからの要求に沿うものでもあった。この点にサムバは政治的利益を見出していたようである。官吏団体は、一九世紀半ば以来、政治的勤務評定が官吏のキャリアを侵害していると批判し、勤務評定に反対意見を記載できること、勤務評定が明確な調査に基づいてなされること、数字で表示されること等を求めていた。当時、この要求を容れて秘密勤務評定を廃止したり（一八九二年に公教育省）、勤務評定の閲覧を認める省庁もあり（一九〇三年郵政省、公土木工事省）、これらの先例もサムバ案に影響を与えていたと思われる。v. Thuillier, *op. cit.*, p. 456 et s..
- (14) J. O., *Chambre des députés*, séance du 8 mars 1905, p. 1101, v. S., 1908, p. 157.
- (15) たごんぼ 土木記 (Ponts-et-Chaussées) 1743頁。v. Deby, *op. cit.*, p. 5, Thuillier, *op. cit.*, p. 459.
- (16) J. O., *Chambre des députés*, séance du 8 mars 1905, p. 1103.
- (17) Jéze (G.), *Notes de jurisprudence*, R. D. P., 1909, p. 488.
- (18) Deby, *op. cit.*, p. 6.
- (19) Coutant, *op. cit.*, p. 399.
- (20) J. O., *Sénat*, séance 17 du avr. 1905, p. 873.
- (21) *ibid.*, p. 871.
- (22) *ibid.*
- (23) *ibid.*, p. 873. v. Thuillier, *op. cit.*, p. 461.
- (24) J. O., *Sénat*, séance 17 du avr. 1905, p. 873.
- (25) *ibid.*, p. 874.
- (26) J. O., *Chambre des députés*, séance du 19 avr. 1905, p. 1977.
- (27) J. O., *Sénat*, séance du 20 avr. 1905, p. 903.
- (28) J. O., *Chambre des députés*, séance du 21 avr. 1905, p. 1634 et s..

- (29) J. O., Sénat, séance du 21 avr. 1905, p. 399.
- (30) J. O., Chambre des députés, séance du 21 avr. 1905, p. 1641 et s.
- (31) Thuillier, op. cit., p. 462.
- (32) J. O., Sénat, séance du 21 avr. 1905, p. 918 et s.
- (33) J. O., Chambre des députés, Séance du 21 avr. 1905, p. 2051.
- (34) 〃の言葉の意味については「はじめにかえて」参照。
- (35) J. O., Chambre des députés, séance du 21 avr. 1905, p. 2051.
- (36) Thuillier, op. cit., p. 463.
- (37) 「はじめに」七頁では、「あらゆる文武官吏、あらゆる公官庁のあらゆる雇員及び労務員」と訳出していたが、変更する。
- (38) J. O., Sénat, séance du 21 avr. 1905, p. 1403 et s. なお、テュイリエによると、一九四六年官吏法制定以前にも、一部の職員群では一般的な勤務評定書閲覧が認められていたようである。しかし、多くの官吏については、一九〇五年法六五条で閲覧の機会が限定されたため、政治的勤務評定や秘密の勤務評定が残存したという。そのため、第二次世界大戦が始まるまで、官吏団体は、毎年の自動的な閲覧を要求する運動を継続的に行なっている。Thuillier, op. cit., p. 464 et s.
- (39) Couant, op. cit., p. 398.
- (40) 職員群概念の意味と用法については、序章第二節四五頁注(139) 参照。
- (41) 序章第一節二八頁参照。懲戒審議会制度の具体例については、Bonnard (R.), *De la répression disciplinaire des fautes commises par les fonctionnaires publics*, 1903, p. 108 et s.
- (42) 「はじめに」六頁参照。
- (43) 序章第一節一九頁以下参照。v. Duguit (L.), *Traité du droit constitutionnel*, T. III, ancienne Librairie Fontemoing & Cie, Editeurs, 2e éd., 1923, p. 148, Berthélemy (H.), *Traité élémentaire de droit administratif*, 11e éd., 1926, Librairie Arthur Rousseau, p. 79. なお、野村敬造「フランス憲法・行政法概論」(有信堂、一九六一年)二二四頁、須貝脩「フランスの官吏制度」蠟山政道〓柳瀬良幹〓長濱政壽〓須貝脩〓辻清明〓各国官吏制度の研究」(プレブス社、一九四五年)一五七頁、長谷川正安「フランス公務員制」鵜飼信成〓辻清明〓長濱政壽『比較政治叢書1公務員制度』(勁草書房、一九五六年)三三二頁、山本桂一「フ

ランス第三共和制における各種法律の諸相」同・前掲書五三二頁、兼子仁『現代フランス行政法』（有斐閣、一九七〇年）（以下、「兼子・前掲書『現代フランス行政法』」）二七九頁参照。官吏一般に適用されるその他の法律については、序章第一節二九頁、三四頁注（92）参照。

(44) わが国では、転任や配置転換、普通（定期）昇給延伸が、職員の意に反する「いちじるしく不利益な処分」（国家公務員法八九条一項）、あるいは、「不利益な処分」（地方公務員法四九条一項）に該当するか否かが問題になる。転任につき、最小判一九八六（昭和六一）年一〇月二三日判時一一一九号一二七頁は、当該職員の「身分、俸給等に異動を生ぜしめるもの」か否か、さらには、「勤務場所、勤務内容等において（中略）不利益を伴うもの」か否かで判断するという枠組みを提示している。なお、「はじめに」四五頁注（147）参照。また、いわゆる定期昇給延伸につき、最小判一九八〇（昭和五五）年七月一〇日判時九八七号三〇頁は、「職員が現に受けている号給を受けるに至ったときから、一二月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、一号給上位の号給に昇給させることができる」旨の条例の定め（国家公務員についても、一般職の職員の給与に関する法律八条六項が、同様の定めをおいている）につき、「所定の要件をみたした職員に対して昇給に関する処分についての実体上又は手続き上の権利を与えたものとは解されず、（中略）いわゆる昇給延伸は、（中略）特定職種の者全員につきいわゆる定期昇給を特定年度に限り実施しないと一般方針に従い上告人らに対する昇給発令が行われなかったというにすぎないのであって、これによって上告人らの権利を害する特段の処分があったものというところではない」とする。判例に対する学説の指摘については、「はじめに」四六頁注（152）掲記の文献参照。

(45) 第二章第一節で検討する。

(46) Pabon (L.), *Les Fonctionnaires et l'article 65 de la loi de finances, Revue politique et parlementaire*, 1905, p. 311, Waline (M.), note sur C. E., 9 déc., 1956 Gargyas, R. D. P., 1956, p. 332.

(47) Bonnard, op. cit., p. 12 et 158.

(48) *ibid.*, p. 96 et s..

(49) Kondylis (V.), *Le principe de neutralité dans la fonction publique*, L. G. D. J., 1994, p. 120.

(50) Thuillier, op. cit., p. 454.

(51) 現行法の勤務評定制度については、拙稿「フランス公務員法制の概要」『欧米の公務員制度と日本の公務員制度』（財）

日本ILO協会、二〇〇三年）（初出・月刊世界の労働五三卷三号（二〇〇三年三月）三四頁以下参照。

(52) 行政情報へのアクセスを保障した「一九七八年七月一七日の行政と公衆の關係改善に関する法律第七九―七五三号」。

(53) *Lasserre, Lenoir et Stirn, op. cit., p. 13 et 18.*

(54) 「はじめに」一九頁参照。

第二款 学説による評価

一 学説は、一九〇五年法六五条を概ね好意的に評価した。

例えば、パボンは同条制定直後の論稿で、以下のように述べる。官吏の利益を侵害する決定が、自己に提示されず、防御しえない秘密の文書に基づいてなされることは、明らかに正義に反する。当初のサムバ案は、公正と権利についての原理に即すもので称賛に値するが、同案では上司と部下の間に恒常的な軋轢を創出し、また、恣意的で時宜を得ない閲覧要求によって職務の適正な運営が阻害される可能性を高めることになるので、行き過ぎであろう。成立した六五条とサムバ案の違いは閲覧機会の限定のみであるから、両者の発想は軌を一にする。同条制定以前からいくつかの省庁では、不利益処分に対して被処分予定者に人事記録を閲覧させて防御させるという実務が行なわれてきたが、無紀律状態は生じていない。したがって、六五条は紀律という点でなんら有害ではなく、すでにいくつかの省庁において遵守されてきた公正と誠実のルールを、全行政部局に義務づけるに過ぎない、と。以上のようにパボンは六五条を高く評価した。⁵⁵⁾

ジョルジャンも、六五条は形式についての保障に過ぎず、懲戒処分は大臣の裁量に委ねられたままであるが、同条による保障は、官吏の知らない理由で処分がなされること、特にそれが選挙の報復措置たる闇討ちとしてなされることを

防ぎ、フランスの行政慣行に公正と誠実の原則を芽生えさせるものであるとする。⁽⁵⁶⁾

ジェーズはサムバ案を現実性に欠けると批判し、成立した六五条を高く評価する。曰く。六五条は、公務員に下される不利益処分のすべてにつき、処分庁に真の処分理由を示す義務を課す。そのかぎりにおいて、各処分理由の法的な評価、ひいてはコンセイユ・デタによる統制が可能になり、このことは官吏にとつても公役務の適正な運営にとつても非常に有益である。⁽⁵⁷⁾ 上院との妥協により、閲覧は特定の場合にしか認められないことになったが、それでも閲覧が認められる三つのケースは広範であるから、六五条は非常に有用である。⁽⁵⁸⁾

ドウブリは一九三三年に著した人事記録閲覧についての тезис において、次のように述べる。六五条は上司による評価が官吏の知らないところで不公正になされることを防ぎ、上司と部下の間の表面的で偽善的な言動をなくすものとして妥当である。人事記録閲覧の趣旨は、官吏が知らない人事記録に依拠して、つまり、官吏に事前防御の機会が与えられることなしに不利益処分が下されることの防止だが、このことは、サムバ案のように無制約の人事記録閲覧請求権を認めるまでもなく、官吏の利益が脅かされている場合に限って閲覧を認めれば十分達成できる。上院の抵抗も無意味なものではなかったわけだが、理由を付記された報告書の閲覧しか認めない上院財政委員会の案では不十分である。なぜなら、懲戒権者は過去の勤務状況等を斟酌して処分を下すのであるから、当該処分の直接の理由となった非違事実は処分のたまたまの原因に過ぎず、そのような事実を理由付報告書で閲覧しても、人事記録閲覧の趣旨は活かされないからである。⁽⁵⁹⁾

二 以上のように一九〇五年法六五条は高く評価されたが、同時にその欠陥も指摘された。時間に追われて慌ただしく制定された同条は——上院による最初の六五条削除決定から同条成立まで、五日間しか経過していない——、いわば状況対応的で、その場しのぎの性急な即興作品であったため、吟味が不足した不十分なものになっているというのであ

る。⁽⁶⁰⁾

特に問題とされたのは、同条の射程——人的射程、対象処分の範囲——や実施方法——手続開始の方法等——及び、例外の有無が定められていないこと等である。⁽⁶¹⁾ ジェーズは六五条の制定直後からこのことを指摘し、とくに、人事記録閲覧が処分庁の職権で開始されるのか、職員の要求によりなされるのか、明らかではないと批判していた。⁽⁶²⁾ ドゥブリも、公務の能率的運営に必要な制約や例外が定められていない点を問題とし、適用条件を何ら定めぬ六五条は、上院が指摘していたように、公役務に重大な混乱を生ぜしめる危険を内包していたとする。⁽⁶³⁾ 彼は、恣意的な不利益処分から官吏を保護すべきことが余りに重視されたため、このような結果になったと指摘する。⁽⁶⁴⁾

以上のことから、六五条の実施には実務上の多大な困難が予想された。⁽⁶⁵⁾ しかし、結果として、このような懸念は杞憂に終わる。ドゥブリは、六五条が規律を強化し、階層関係に誠実と信頼を、⁽⁶⁶⁾ あるいは、上司と部下の間に公正かつ率直な関係をもたらしたと評価し、コンセイユ・デタ長官オーガンも、一九六二年の論稿で、六五条によって風紀は非常に良好なものとなり、もはや実務上の困難はまったくないとする。⁽⁶⁸⁾ プレバン政府委員は、一九七四年に、人事記録閲覧は複雑なものでも長時間を要するものでもなく、また、指揮命令権を弱めたり必要不可欠な処分の障害となるようなことはありえないとしている。⁽⁶⁹⁾

六五条が問題のある法文であったにもかかわらず、このような望ましい結果が生まれたのは、ドゥブリに言わせると、立法者意思や六五条の原理的価値によるのではなく、コンセイユ・デタの非常に精緻な判例に負うところが大きいという。⁽⁷⁰⁾ つまり、コンセイユ・デタ判決が条文の欠陥を補う解釈を施すことで、同条制定同時に指摘された懸念を解消していったのである。⁽⁷¹⁾ そこで、以下では、六五条関するコンセイユ・デタ判例を概観する。

- (55) Pabon, op. cit., p. 307 et s..
- (56) Georgin (Ch.), L'avancement dans la fonction publique, 1911, p. 712 et s..
- (57) Jèze (G.), note sur C. E., 10 mars 1905, Demangl, R. D. P., 1905, p. 362.
- (58) Jèze, Notes de jurisprudence, op. cit., p. 489.
- (59) Debry, op. cit., p. 7 et s..
- (60) Mestre (A.), note sur C. E., 20 mai 1927, Capitaine Le Roy d'Etoilles et C. E., 22 mars 1929, Gros, S. 1929, III, p. 129, Debry, op. cit., p. 12, Isaac (G.), La procédure administrative non contentieuse, L. G. D. J., 1968, p. 272, Manville (M.), La Communication du Dossier ou le Respect des Garanties de la Défense, Principe Général de Droit, Dr. Ouvr., 1966, p. 86, Piquemal (M.), Le fonctionnaire, T. 3, Devoirs et obligations, 2e éd., Berger-Levrault, 1973, p. 281, Silvera (V.) et Salon (S.), La fonction publique et ses problèmes actuels, 2e éd., L'Actualité juridique, 1976, p. 25.
- (61) Gibert (M.), La discipline des fonctions publiques, M. Giard & E. Brière, Libraires-Editeurs, 1912, p. 48, J. G., note sur C. E., 24 juin 1949, Nègre, D., 1949, p. 571.
- (62) Jèze, note, R. D. P., 1905, op. cit., p. 362. 判例による解決については、本章第一節第一款及び第二節で分析する。
- (63) Debry, op. cit., p. 84.
- (64) ibid, p. 11.
- (65) Berthélemy, op. cit., p. 79.
- (66) Debry, op. cit., p. 11 et s..
- (67) ibid, p. 84.
- (68) Odent (R.), De la décision Tronprier-Gravier à la décision Garysas, E. D. C. E., 1962, p. 44.
- (69) Braibant (G.), concl. sur C. E., 21 juin 1974, Gribelbauer, Rec., p. 362.
- (70) Debry, op. cit., p. 13 et 84.
- (71) Berthélemy, op. cit., p. 79, Auby (J. -M.), La procédure administrative non contentieuse, D., 1956, p. 28, Isaac, op. cit., p. 272, Berlia (M.), Le vice de forme et le contrôle de la légalité des actes administratifs, R. D. P., 1940-1941, p. 170. そのほかは、この行

政手続法發展にコンセイユ・デタ判例が大きく寄与したとし、原則を定めるに過ぎない一九〇五年法六五条に依拠して人事記録閲覧法理を形成した判例が、その一例であるとしている。v. Delanuy (B.), L'amélioration des rapports entre l'administration et les administrés. L. G. D. J., 1993, p. 244.

第二節 判例の展開

一九〇五年法六五条制定直後から、同条違反を理由とする多数の取消訴訟が提起される。その背景事情として、一九〇六年に統一官吏法が制定されるまで官吏懲戒制度は各職員群ごとの個別規程で規律されていたのだが、その保障内容が不十分であったため、全官吏に統一的に適用される初めての法令である一九〇五年法六五条が、懲戒処分を攻撃するための絶好の手がかりとなったことが挙げられる。⁽⁷³⁾

そして、大量の訴訟提起を受けたコンセイユ・デタは、六五条の目的や手続内容、さらにはその射程等を順次明らかにし、人事記録閲覧に関する判例法理を形成していく。判例の態度につき学説は、非常に厳格でリベラルと高く評価した。また、六五条制定にもかかわらず不完全な人事記録を作成する傾向にあった当局を、コンセイユ・デタが教化したとも指摘されている。⁽⁷⁶⁾ このような判例法理は、今日、その一部が、新たに創設されたシステムとともに官吏法で確認されている。⁽⁷⁷⁾ 人事記録閲覧法理の創造者が、六五条の立法者ではなくコンセイユ・デタとされる所以である。

さらに、人事記録閲覧に関する判例法理のエッセンスは、一九四〇年代半ば以降のコンセイユ・デタ判例により、法の一般原理たる防御権の法理として、他の行政法分野にも敷衍される。今日のフランスにおける基本手続は、後述する二〇〇〇年四月一二日の法律が定めているのだが、⁽⁷⁹⁾ その内容は防御権の法理の改良である。したがって、フランス行政

手続原理の礎は、防御権の法理を確立したコンセイユ・デタ判例であり、さらには、その前提となった人事記録閲覧手続に関するコンセイユ・デタの判例法理なのである。

そこで以下では、一九〇五年法六五条に関する判例の展開（第一款）、及び、同判例法理から防御権の法理への発展過程（第二款）を、それぞれ概観し、人事記録閲覧手続の基本理念——いかなる処分にとどのような手続がなぜ要求されるか——を解明する第二章へのステップとしたい。

- (72) 序章第一節二九頁参照。
- (73) 六五条が訴訟増加の要因となったことについては、*v. Wainne (M.), Droit Administratif, 7e éd., Traité Sirey, 1957, p. 770, Aubry (J.-M.) et Drago (P.), Traité de Contentieux Administratif, T. II, L. G. D. J., 3e éd., 1984, p. 325.*
- (74) *Duguit, op. cit., p. 134, de Soto (J.), Revue de jurisprudence administrative, R. D. P., 1956, p. 618, Wainne, Droit Administratif, op. cit., p. 770, Gregoire (R.), La fonction publique, 1953, Librairie armand colin, p. 302, Bernard (M.), concl. sur C. E., 23 oct. 1964, d'Ornano, R. D. P., 1965, p. 288, Manville, op. cit., p. 86, Thuillier, op. cit., p. 464.*
- (75) 勤務評定等を秘密のうちに作成する実務は、一九〇五年法六五条制定以降もなくならなかったという。*v. Thuillier, op. cit., p. 464.*
- (76) *Thuillier, op. cit., p. 464.* 一九五七年にヴァリースは、「今日、適正な人事記録閲覧手続の原則はフランス公務員制度の風習の一つとなり、六五条違反を主張とする訴訟は稀なものになった」と述べている。*Wainne, Droit Administratif, op. cit., p. 770.*
- (77) 「はじめに」八頁参照。
- (78) *Odent (R.), Les Droits de la défense, E. D. C. E., 1953, p. 62.*
- (79) 「はじめに」八頁参照。

第一款 一九〇五年法六五五条に関する判例

一九〇五年法六五五条に関する判例の展開は、手続内容の明確化と六五五条の射程——人的射程と対象処分の範囲——の画定、及び、適用除外の明確化に集約される。以下では、人事記録閲覧手続の内容（第一項）、制度の射程——人的射程（第二項）と適用処分の範囲（第三項）——、適用除外（第四項）につき、それぞれ判例を概観する。なお、本稿の主たる関心は、フランス公務員法において、どのような処分にどのような内容の手続がなぜ必要とされるのかを明らかにすることにある。これらの点は、人事記録閲覧手続の具体的内容と、適用処分の範囲の検討を通じて明らかにされるのだが、この点は第二章で詳説することとし、ここではそのための前提作業として、人事記録閲覧法理の全体像を把握することを目的に、判例を概観する。

第一項 人事記録閲覧手続の内容

一九〇五年法六五五条は、人事記録閲覧手続の内容、つまりその実施方法を定めていない。この点のあり方は、もっぱら判例に委ねられることになった。以下では、人事記録閲覧手続の手続開始（一）と、人事記録が存在しない場合の取扱い（二）に関する判例を紹介するが、コンセイユ・デタがこの手続を告知弁明という防御権行使の手続として活用したことを確認するにとどめ、他の争点は第二章第二節で詳説する。

なお、あらかじめ判例の全体的特徴を述べておくと、コンセイユ・デタは行政に課せられる義務を、一九〇五年法六五五条の文言以上に拡大するものの、そこで求められる手続は、さほど形式重視のものではなく（*peu formaliste*）⁽⁸⁰⁾、簡便

なものに過ぎない。学説は、官吏の利益を拡張するだけではなく、行政の能率的運営にも配慮した内容になっていると指摘する。⁽⁸¹⁾

(80) Maisi (H.), note sur C. E., 3 déc. 1971, Branger, A. J. D. A., 1971, p. 117. v. Waline (M.), Le principe <<Audi Alteram Partem>>, Le Conseil d'Etat du Grand-Duché de Luxembourg, Livre jubilaire, 1957, Luxembourg, p. 505.

(81) Mestre (J.-C.), note sur C. E., 8 nov. 1963, Lacour et Société coopérative d'insémination artificielle de la Viene, D., 1964, III, p. 493.

(一) 人事記録閲覧手続の開始

一 第一節第二款で見たように、ジェーズは、人事記録閲覧が処分庁の職権によって開始されるのか、相手方が要求して初めてなされるのか、明らかではない点を、一九〇五年法六五条の問題として指摘していた。ジェーズは、彼自身の私見として、六五条が「あらゆる文武官吏」に「自己の人事記録」等の「閲覧を求める権利がある」と定める以上、処分庁に開始義務があると解することが文言に即し、かつ、立法者意思とりわけ下院の意思に沿うと主張していた。⁽⁸²⁾タルデュー政府委員も、一九〇九年のヴァンケル氏・ロズイエ氏判決 (C. E., 7 août 1909, Winkell et Rozier, Rec., p. 826, S., 1909, III, p. 149, concl. Tardieu, note Hauriou, R. D. P., 1909, p. 494.) において、六五条の文言上は、当然に処分庁が閲覧の機会を提供する義務を負うはずだと論告している。⁽⁸³⁾

二 しかし、判例はそのような枠組を採用せず、人事記録閲覧は相手方の要求によって開始されるものとした。次に見る初期の二つの判決がこの点を明らかにする。

・ビュゾーニ氏判決 (C. E., 21 fév. 1908, Busoni, Rec., p. 174, S. 1908, III, p. 57.) (判旨)「(*懲戒権者たる)内

務大臣は、上告に対する趣意書において、「ビュゾーニ氏は内務大臣の下にある彼の人事記録をよく読んで調べよう促されたがそれを拒否した」と主張する。この主張は原告に伝えられたが、原告からは何の反論もない。以上の状況において、原告ビュゾーニ氏は、処分が適法になされなかったと主張する理由を有さず、その結果、原告はヴァール県庁の事務総長 (*secrétaire général*) の職務を解任するデクレの取消しを求めることはできない。」

・ゲリー氏判決 (C. E., 25 juin 1909, Guéry, Rec., p. 558, D. 1911, III, p. 51.)。 (事案) 原告は閲覧することなく被告教育大臣により職権転任処分を受けたため、人事記録閲覧を経ていないことに抗議した。大臣が閲覧の機会提供を申し出たところ、二日後に原告が人事記録閲覧を拒否したため、その翌日、大臣は先の処分を維持する決定を行なった。(判旨) 「この状況では、原告は職権転任の権限逸脱を主張する根拠を有しない」⁽⁸⁴⁾。

この両判決によれば、処分庁は相手方に閲覧を促せば十分であり、相手方がこれを断ったり応じなかった場合、閲覧を経ずに処分を下しても六五条に違背しないことになる。つまり、人事記録を閲覧するよう促された公務員が自ら閲覧を要求しなければ、自己に与えられた権利を放棄したとみなされるという枠組⁽⁸⁵⁾である。結局、この権利を行使するかどうかは、権利を認められた者の判断に委ねられるわけで、六五条は人事記録閲覧の機会を保障するものということになる。

三 さらに、一九〇九年のジャンヴィオン氏判決 (C. E., 25 juin 1909, Janvion, D. 1911, III, p. 51, Rec., p. 610, concl. Teissier.) とサムバ氏判決 (C. E., 25 juin 1909, Samba, Rec., p. 610, concl. Teissier, D. 1911, III, p. 51.) で、テシエ政府委員は、「懲戒処分が人事記録閲覧を経ずになされたことのみをもって処分が無効になると考えるのは誤りで、官吏がこの権利を行使できる状態におかれれば、それで十分である」と論告した。この論告を受け、コンセイユ・デタは、上記

二判決よりもさらに制限的な解釈を施す。

・ジャンヴィオン氏判決「ジャンヴィオン氏は（中略）セーヌ県人事部長の事務室に呼び出され、自分が懲戒審議会に付託される予定であることを告げられた。かくしてジャンヴィオン氏は、閲覧が防衛に有用と考えれば自己の人事記録閲覧を要求できたのであり、そのような権利の活用を催促（*mise en demeure*）されていたという。彼は、四月一五日に閲覧した自己の人事記録を再び調べる旨の要求をすることなく、弁明書を提出した。以上の状況において原告は、上記の立法の規定（*六五条）が彼に確保した保障を奪われたと主張する根拠を有しない。」

・サムバ氏判決「サムバ氏は、県知事の書簡によつて、自分がフォンフラアドゥにおける官職に就くことを要請されていることを知らされ、この官職を受け入れるかどうかを知らせるべきこと、知らせなければ職権転任がなされることを通告された。（中略）サムバ氏は自己に予定されている処分を知らされたが、上記の規定（*六五条）が彼に付与しているところの権利の活用を要求しなかった。（中略）かくしてサムバ氏は、自己の人事記録の閲覧を要求するために十分な準備期間（*preavis*）を有していたのであるから、本件知事アレテが上記の規定に由来する権利を侵害したと主張する根拠はない。」

これらの二判決によれば、処分庁は閲覧そのものを促すことを義務づけられてはならず、処分が予定されていることを当該職員に伝え、かつ、閲覧請求のための準備期間を十分に与えさえすれば、六五条を遵守したことになる。コンセイユ・デタは、この枠組の反対解釈として、同年のヴィラルル氏判決（C. E., 6 août 1909, Vilar, Rec., p. 812. D., 1911, III, ⁽⁸⁶⁾

説 p.85.) 以下のように判示し、処分取消しを命じた。

論

(事案) ヴイラール氏は一年間の昇進資格剥奪を伴うけん責処分を受けた。被告内務大臣は、原告が出勤簿に署名せず、欠勤理由の説明を拒否したのであるから、懲戒処分が自分になされるであろうことを知らないわけがないと主張した。(判旨) 「大臣によって示された状況から、当然に懲戒処分がヴィラール氏に予定されていたとすることはできない。ヴィラール氏はこの点につき全く通知を受けていないのであるから、人事記録閲覧を要求できる状態にあったとはみなされない。」

四 以上の判決から、次のような CONSEIL・データの解釈態度を導出できる。①人事記録閲覧手続は、処分を予定されている職員が要求しない限り開始されず、処分庁側に開始義務はない。②処分庁には、相手方を閲覧要求可能な状態におく義務がある。③処分庁は閲覧そのものを催促する必要はなく、処分予定を告知 (avertissement, information) すれば、相手方職員を閲覧要求可能な状態におく義務を果たしたものとされる。④処分予定の告知があり準備期間も十分であったのに当該職員が閲覧を請求しなかった場合、閲覧を経ずに処分がなされても六五条に違背しない。

ジェーズが指摘した一九〇五年法六五条の欠陥は、このような結論で解決された。明文に定めのない告知義務を処分庁に課してはいるものの、その内容は、デュギイが六五条の制限的解釈であるとし、ジェーズが人事記録閲覧請求「権能 (faculté)」が与えられたに過ぎない⁽⁸⁸⁾と評するように、処分庁側に有利な解決と理解されている。CONSEIL・データがこのような解決を採用した理由につき、タルデュー政府委員は、訴訟で問題となった諸々の事件が、六五条の厳格な文言解釈は不可能であることを示したため、CONSEIL・データが公務の能率的な運営と階層上の上司の正当な権威を損

なうことなく六五条の効果を生じさせようとしたため、と説明している⁽⁹⁰⁾。

判例の解決につき、イザクは、行政の効率性への配慮がはつきりと現れていると批判し、懲戒処分発動のイニシアティブが処分側にある以上、閲覧の開始も処分側がイニシアティブをとるのが論理的であると主張する⁽⁹¹⁾。しかし、一般的には、非常に巧妙に工夫して処分側側の要請と官吏の権利を両立させたとか(ジェーズ、オーリウ)⁽⁹²⁾、公務の能率的運営に配慮しつつ六五条の効果を實現させようとした(ヴァリーヌ)⁽⁹³⁾といった肯定的な評価が多いように思われる。

こうして閲覧手続開始に関する争点は、各事件における告知の有無と準備期間の十分さに絞られることになった。これらの点は、他の論点とともに第二章第一節で詳説する。

- (83) Tardieu, concl. sur C. E., 7 août 1909, Rosier et Winkel, S. 1909, III, p. 18.
- (84) タロース誌コメントによれば、この判決は最初の決定を違法としつつ、その違法性が治癒されたことを暗に示しているところ。note, D., 1911, III, p. 51.
- (85) Tardieu, op. cit., p. 18.
- (86) Duguit, op. cit., p. 154.
- (87) *ibid.*, p. 153. v. Deby, op. cit., p. 53.
- (88) Jèze, Notes de jurisprudence, op. cit., p. 478.
- (89) Salah (T. B.), Droit de la fonction publique, Masson, 1992, p. 245.
- (90) Tardieu, op. cit., p. 18.
- (91) Isaac, op. cit., p. 399.
- (92) Jèze, Notes de jurisprudence, op. cit., p. 478. Hauriou (M.), Précis de droit administratif et de droit public, 12^e éd. revue et mise à jour par André Hauriou, 1933, réédition présentée par Delvolvé (P.) et Moderne (F.), 2002, p. 764.

(二) 人事記録閲覧手続の目的

一 コンセイユ・デタは、一九〇八年のボードウロ氏判決 (C. E., 22 mai 1908, *Baudelot, Rec.*, p. 558; D., 1910, III, p. 14, S., 1908, III, p. 157.) で、人事記録閲覧手続の目的を明確にする機会を得た。

(事案) サン・ドウニの市立学校体育教師であるボードウロ氏は、人事記録閲覧を経ることなく懲戒免職とされた。被告内務大臣は、彼についての人事記録が存在しなかったのであるから、その閲覧はありえなかつたと主張した。(判旨) 「六五条が狙いとするのは、官吏および雇員のいかなる者も、自己に予定されている処分⁹⁴の理由を知らされないまま、それに対する防御手段 (*moyen de défense*) を講じることができる状態におかれることなく懲戒処分が科せられることがないようにする点にある。(中略) ボードウロ氏の名での真の人事記録が存在しなかつたとしても、彼は六五条が遵守されていないという主張に理由を有する。」

人事記録が存在しない以上その閲覧は不可能だが、この判決によれば、処分理由に対して防御手段を講じる機会が与えられない限り、一九〇五年法六五条の手続が遵守されたことにはならない。⁹⁴そこで重視されたのは、人事記録閲覧そのものではなく、意見陳述の機会付与であった。人事記録閲覧制度を通じて官吏が防御可能になること、防御権を得ることこそが六五条の狙いと理解されたのである。⁹⁵つまり、コンセイユ・デタは、人事記録閲覧を意見陳述の準備手段とみなし、そのような準備手段が立法化されている以上、たとえ条文で明示されていなくても、意見陳述の機会付与が当

然に処分庁の義務である、これが六五条の趣旨だと理解したのである。⁽⁹⁶⁾このように六五条を意見陳述手続の根拠とした判例と、処分庁に処分予定の告知を義務づける前述の判例によって、コンセイユ・デタは、一九〇五年法六五条の人事記録閲覧手続を、防御権を保障する告知弁明手続として活用するに至った。

二 明示的な根拠規定を欠きながら公務員不利益処分に事前の告知弁明手続を義務づける判決は、コンセイユ・デタの判例史上、突然現れたものではない。一九〇三年のルドコウスキ大佐判決（C. E. 19 juin 1903, Colonel Ledochowski, Rec. p. 452, S. 1905, III, p. 154）⁽⁹⁷⁾がその先駆的判例である。

当時、士官の身分に関する一八三四年五月一九日の法律は、陸軍将官（officiers généraux）に対する懲戒処分すべてにつき、聴聞委員会（conseil d'enquête）による意見聴取と答申の手続を経ることを義務づけていたが、士官について同様の手続が課されていたのは、休職処分（mise en réforme）のみであった。コンセイユ・デタは、士官の職権退職（*radi d'office*）につき、次のように判示した。

「相手方が適法に防御手段を表明するよう促されていないにもかかわらず、当該処分に制裁（*pénalité*）たる性質を与えるような処分理由で、当該決定をすることはできない。」

人事記録閲覧に関するコンセイユ・デタは判例、この判決の趣旨を、六五条の解釈を通じて公務員全体に一般化したと見ることができると見られる。⁽⁹⁸⁾なお、後述するように、一九四〇年代のコンセイユ・デタ判例は、人事記録閲覧手続の趣旨を行政法一般に敷衍し、法の一般原理としての防御権の法理を確立するに至るのだが、その結果、ルドコウスキ大佐判決は、これらの判例の出発点として位置付けられることになる。⁽⁹⁹⁾

三 コンセイユ・デタの理解のモデルが、訴訟手続とりわけ刑事訴訟手続にある点で実務・学説は一致している。つまり、訴訟手続の対審性は訴訟当事者の防御権に具体化されるが、その態様の一つに文書閲覧請求がある。そこからコンセイユ・デタは、六五条が人事記録閲覧権を認めている以上、公務員懲戒手続も対審的⁽¹⁰⁾でなければならないという解釈を導いたのである。

このように、六五条は公務員に防御権を保障する告知弁明手続の根拠として活用された。その後、判例は訴訟手続上の防御権に発想を得て、懲戒手続を対審的なものとするための様々な解釈を明らかにしていく。その結果、懲戒審議会が設置されない官吏にも対審的懲戒手続が保障されることになり、それゆえ六五条は、一九世紀の懲戒裁判所や懲戒審議会に始まった制度を起源とする懲戒制度の「裁判手続化」をさらに推進するものと位置付けられることになった。⁽¹⁰⁾ ヴァリーヌは言う。公務員は人事記録の閲覧によって処分理由を知り、有効な防御手段を講じることが可能になるから、六五条によって懲戒制度全般が対審化され、公務員懲戒制度に刑法上の保障が導入された⁽¹⁰⁾、と。

四 一九〇五年法六五条のそもその立法趣旨は、秘密の勤務評定から官吏を保護することにあつたはずである。すると、同条を告知弁明手続⁽¹⁰³⁾という防御権保障の根拠として活用するコンセイユ・デタ判例は、一見すると、同条の立法趣旨に忠実ではないように見える。ジェーズは防御権の保障こそが立法者の意思とし⁽¹⁰⁴⁾、前節で紹介したパボンの説示からも同様の理解が読みとれるが、不利益処分とは無関係に人事記録閲覧を認めようとしたサムバ案を修正して成立したという六五条の制定経緯に鑑みれば、立法者が防御権保障の手続として六五条を制定したとは考えにくい。六五条は、その文言を離れた解決を施す判例により、立法趣旨とは趣を異にする意義を与えられたと理解すべきである。もつとも、防御手段を講じる準備手段として人事記録が閲覧されるのであるから、その限りで、不適正な人事記録作成の予防という当初の立法趣旨はなお活かされていると言えよう。

ところで、不適正な人事記録作成を予防するための人事記録閲覧制度が公務員不利益処分手続として活用された事實は、わが国にも重要な示唆を与えられると思われる。先のドゥブリの説示にあつたように、懲戒権者は過去の勤務状況等を斟酌して処分を下すのであるから、不利益処分の発動には、処分庁による日頃の評価が重要な位置を占める。このことは、一九七七年のいわゆる神戸税関最高裁判決も前提とするところである。⁽¹⁰⁵⁾ 公務員関係は、他の行政法関係に比べ、その関係の密接さと継続性を特徴とするが、このような関係においては、処分の直接的な理由のみならず、処分庁による日常的評価にまで目を配る必要がある。すると、塩野宏が言うところの適正手続四原則——告知・聴聞、文書閲覧、理由附記、処分基準の設定・公表⁽¹⁰⁶⁾——のうち、特に文書閲覧手続が、それも当該処分理由を根拠づけるところの文書のみならず、被処分予定者に関するすべての人事記録を対象とする閲覧手続が、政治的人事を防止し、身分保障原則を担保するために有用ではないだろうか。このような手続こそが、公務員法の特質に則した行政手続として、とりわけ重要視されるべきものと思われる。

- (94) 人事記録不存在の場合に同様の判示をするものとして、v. C. E., 16 fév. 1912, Lafond, D. 1914, III, p. 36, S. 1915, III, p. 5.
- (95) Thuillier, op. cit., p. 463, Isaac, op. cit., p. 272, Coutant, op. cit., p. 398.
- (96) Gilbert, op. cit., p. 49 et 53, Guionin, concl. sur C. E., 20 janv. 1956, Nègre, D. 1957, p. 321.
- (97) ルドコウスキ大佐判決については、神谷昭『フランス行政法の研究』（有斐閣、一九六五年）三〇九頁（初出・一九六〇年）、皆川治廣『フランス行政の手続的統制（二）』自研六〇巻一号（一九八四年）一二五頁、一二七頁注（5）参照。
- (98) Jéze, Notes de jurisprudence, op. cit., p. 490, Jeannau (B.), Les principes généraux du droit dans la jurisprudence administrative, Editions du Recueil Sirey, 1954, p. 80 et 83, Morange (G.), Le principe des droits de la défense devant l'Administration active, D., 1956, p. 121, Puisseux (J.), La jurisprudence sur le respect des droits de la défense devant l'administration, A. J. D. A., 1962, p. 79, Manville,

op. cit., p. 86, Piquemal, op. cit., p. 281.

(99) Maillard Desgrés du Loit (D), Droits des relations de l'administration avec ses usagers, P. U. F., 2000, p. 162.

(100) 「対審手続」の意味については、「はじめに」六頁以下参照。

(101) 「はじめに」六頁以下、序章第一節一九頁参照。

(102) Waline, note, op. cit., p. 364, Waline, Traité élémentaire de droit administratif, op. cit., p. 347. v. Martin (G.), L'Administration de la

IIIe République, 2e éd., 1943, Lettres Françaises, p. 283. なお、須貝・前掲一七八頁参照。

(103) v. Thuillier, op. cit., p. 416, Isaac, op. cit., p. 273. なお、山本・前掲書五五〇頁参照。

(104) Jeze, Notes de jurisprudence, op. cit., p. 485.

(105) 最三小判一九七七(昭和五二)年二月二〇日民集第三二卷七号一一〇一頁。以下のように判示している。「懲戒権者は、懲戒事由に該当すると認められる行為の原因、動機、性質、結果、影響等のほか、当該公務員の右行為の前後における態度、懲戒処分等の処分歴、選択する処分が他の公務員及び社会に与える影響等、諸般の事情を考慮して、懲戒処分をすべきかどうか、又、懲戒処分をする場合にいかなる処分を選択すべきか、を決定することができるものと考えられるのであるが、その判断は、右のような広範な事情を総合的に考慮してされるものである以上、平素から庁内の事情に通暁し、部下職員の指揮監督の衡にあたる者の裁量に任せるのでなければ、とうてい適切な結果を期待することができないものといわなければならない。」

(106) 塩野宏『行政法Ⅰ(第三版)』(有斐閣、二〇〇三年)一三七頁。

第二項 一九〇五年法六五条の人的射程

今日のコンセイユ・デタは、官吏だけではなく、国家や地方公共団体等との間に「行政上の関係 (un lien administratif)」を有するあらゆる者、すわなち、すべての公務員 (agent public) に六五条の適用を認める。⁽¹⁰⁷⁾ しかし、当初から

当然にこのように考えられてきたわけではない。とりわけ、「雇員」と「労務員」について判例は変化している。以下では、官吏(一)と雇員・労務員(二)につきそれぞれ判例を概観し、コンセイユ・デタが人事記録閲覧を公務員に特有の公法的規制と位置付けていることを確認したうえで、名譽官吏について、六五条の適用を否定しつつ不文の法理による解決を施した判例に言及する(三)。

(107)「行政上の関係」や「公法上の関係」にある者、あるいは、「公法上の職員」と判例が表現する人々を、学説が公務員と称していることにつき、序章第二節三七頁参照。

(一) 官吏

一 一九〇五年法六五条は、「官吏」につき何らの留保も付していない。文言上は、いかなる官吏にも人事記録閲覧が認められるべきことになる。植民地勤務の官吏や政治的任用官吏については異論もあったが、コンセイユ・デタは、あらゆる官吏への六五条適用を認めている。そこで重視されたのは同条の文言と立法経緯であった。そのような例として、植民地勤務官吏への適用が問題になった一九一一年のブラキエール氏判決を紹介する(C. E., 8 avr. 1911, Blaquière, *Rec.*, p. 456, D., 1913, III, p. 77, concl. Pichat)。

当時の植民地はデクレで支配されており、フランス本国の法律が植民地で施行されるためには、植民地の立法者——多くの場合は国家元首——がデクレで適用を決定するか、当該法律に植民地適用条項が必要とされていた。ただし、植民地適用条項は黙示でもよいというのが判例であったため、とくに適用条項や施行のためのデクレがなくても、当該法律の趣旨から植民地への適用が肯定される余地があった。この場合には立法者意思が重要となる。六五条には明示の

植民地適用条項がないため、「あらゆる公官庁」という文言に植民地政府も含まれるか否かが争われた。⁽¹⁰⁶⁾

(ピシヤ政府委員論告)「六五条可決の状況を想起すれば、植民地への同条適用が立法者の明白な意思であることに疑いの余地はない。議会があらゆる官吏に例外なく人事記録閲覧の保障を確保しようとしたことは明らかであり、「あらゆる公官庁」と定めたことからすれば、植民地であろうが本国であろうが区別はない。」

(判旨)「この規定の目的そのもの、および、それが可決された状況からすれば、立法者は同条に一般的な適用範囲を付与し、あらゆる官吏および雇員につき、同人らが属する官庁がいかなるものであれ、(*同条によつて)同人らに確保された保障を享受せよとしたものといえる。そうであれば、共和国大統領のデクレはイン・ドシナでの同条執行に必要なものではない。」⁽¹⁰⁸⁾

二 政治的任用官吏については、その任免を規制する実体法上のルールがなく、政府の完全な自由裁量に委ねられており、その地位は他の一般官吏のそれと著しく様相を異にしていたこと⁽¹¹⁰⁾から、六五条の適用可否が問題になった。コンセイユ・デタは、植民地勤務官吏についてと同様、六五条の文言と同条の制定経緯から、あらゆる官吏に同条を適用するのが立法者意思であるとし、六五条の適用を肯定している。⁽¹¹¹⁾⁽¹¹²⁾

(108) Pichat, concl. sur C. E. 8 avr. 1911, *Blaugière, Rec.*, p. 456. なお、一九〇八年シレイ誌の判決コメントは次のように言う。「植民地の官吏と雇員は、植民地政府が任命し植民地の財源から報酬が支払われている。六五条については、立法者意思に反することではあるが、植民地での審署がなければ適用対象外であろう。」S. 1908, III, p. 157. これに対し一九〇九年ダローズ

誌のコメントは、「六五条の文言は非常に一般的であるから、立法者が植民地勤務の官吏につき同条の享受を拒否しようとしていたと解することはできぬ」としてゐた。D. 1909, III, p. 56, note sur C. E., 22 nov. 1907.

(10) その他、植民地勤務官吏への六五条適用を肯定する判決として、以下のものがある。C. E., 7 août 1911, Legray et Waddy, Rec., p. 9, C. E., 22 mars 1912, Amadou-Cisse, Rec., p. 418, C. E., 27 mai 1921, Girod, Rec., p. 520, C. E., 12 nov. 1933, Huchard, Rec., p. 979, C. E., 28 mai 1937, Métras, Rec., p. 536.

(11) この制度は現行法にも受け継がれている。現行官吏法下における政治的任用官吏としての上級職につき、序章第二節三九頁、及び、拙稿・前掲三二頁以下参照。

(12) 政治的任用官吏に六五条の適用を肯定する判決として、以下のものがある。C. E., 12 déc. 1913, Bouïsson, Rec., p. 1253, C. E., 14 mai 1915, Merwart, Rec., p. 153, C. E., 15 fév. 1918, Gervais, Rec., p. 153, C. E., 8 août 1921, Coulon, Rec., p. 843, C. E., 22 déc. 1922, de Courte, Rec., p. 991, C. E., 23 nov. 1923, Békhu, Rec., p. 754, C. E., 15 juil. 1936, Brion, Rec., p. 776, C. E., 4 nov. 1914, Mille Clavel, Rec. T., p. 741, C. E., 4 avr. 1924, Peureau, Rec., p. 378, C. E., 5 août 1927, Le Comec, Rec., p. 964, C. E., 31 juil. 1948, Escande, Rec. T., p. 626, C. E., 24 fév. 1950, Commune de Pongibaud, Rec. T., p. 793, C. E., 13 fév. 1953, Rigaudière, Rec., p. 68, 否定例もある。v. C. E., 19 juin 1914, Faure, Rec., p. 731. ただし、この判決は臨時の市長秘書 (secrétaire de mairie) が問題となった例で、本文で後述するように、一九一四年当時のコンセイユ・デタは臨時の職員に六五条の適用を認めておらず、この点から否定したものと思われる。その後、コンセイユ・デタは臨時の職員に六五条適用を肯定したため、この判決は上級職官吏についての先例とはならない。

(13) デュギイとジェーズは、六五条の立法者、そして、コンセイユ・デタが、様々な観点から官吏を分類する学説を否定したものと強調した。Jéze, Notes de jurisprudence, op. cit., p. 475; Duguit, op. cit., p. 151, v. Pabon op. cit., p. 310. 当時「官吏を職務内容等に従って分類する学説はいくつかあったようであるが、特に彼らの念頭にあったのは、多くの支持者を得ていたベルテルミイの説であったと思われる。すでにわが国にも紹介されているように（野村・前掲書二二二頁、兼子・前掲書）現代フランス行政法』二〇二頁以下、二八〇頁以下（初出・一九六八年）、ベルテルミイは官吏の遂行する職務内容に着目し、「権力的官吏 (fonctionnaire d'autorité)」と「管理的官吏 (fonctionnaire de gestion)」に二分していた。この区別は、「裁判管轄決定の指標としてラフェリエールが体系化した」「権力行為 (acte d'autorité)」と「管理行為 (acte de gestion)」の区別に

対応する。v. Laferrière (E.), *Traité de la Juridiction Administrative et des recours contentieux*, Berger-Levrault et Cie Libraires-Editeurs, 2e éd., 1896, T. I, p. 5, 484 et s., T. II, p. 183 et s. 彼の理論については、橋本博之「フランス行政法における全面審判訴訟の位置づけ(二)」国家一〇二卷一一・一二号(一九九〇年)七一〇頁注(12)掲記の文献参照。権力行為のみが行政裁判所の管轄に属するとしていたラフェリエルの体系を忠実に踏襲したベルテルミイは、知事や外交官、司法官といった権力行為を担当官吏を「権力的官吏」、郵便局職員等の現業職員や教員のような管理行為を担当官吏を「管理的官吏」とし、指揮命令権に参画する前者は国家と公法上の規律関係にあるのに対し、後者は普通法上の雇用契約関係にあり普通労働法が適用されるとしたのである。Berthelmy, op. cit. p. 56. この区別が特に意味をもつのは、裁判管轄の決定と争議行為の違法性判断においてである。争議権との関係については、兼子・前掲書「現代フランス行政法」二八〇頁、山本・前掲五〇〇頁、五一九頁、五二七頁参照。

このベルテルミイの見解は、デュギイやジェーズ、そしてオーリウといった、権力行為と管理行為の区別を否定し、かつ、官吏関係に契約的要素を認めない立場(公法上の法令規律関係説)から、強く批判されていた。たとえば、オーリウは次のように言う。権力的行為も管理行為も「執行的決定(décision exécutoire)」であることに変わりはなく、ともに法律関係を一方的に変更する行政権限の発動行為であって、訴訟上の効果は同じである。特に両者を区別する意味はない。区別するにしても、職員の職務内容や対行政上の地位と必然的な関係はない。多くの官吏は権力行為と管理行為の双方を行なうのであるから、そのような区別から当然に官吏が分類されるわけではない。管理的官吏を民間労働者と同視すると、郵便局職員や教師による争議が適法となり重大な不都合が生まれる」と。Hauriou, op. cit. p. 730. オーリウが当初はラフェリエルの理論を継承していたものの、二十世紀になって以来、二分論を否定したことにつき、巨理格「行政による契約と行政決定(一)」法学四七卷一・二号(一九八三年)一〇〇頁以下、同「行政による契約と行政決定(二)」法学四八卷二号(一九八四年)一三六頁以下参照。

またデュギイは、官吏を公役務の運営に恒久的かつ通常に参加する者と定義し、職務内容はこの点の判断に影響を与えないとしたうえで、公役務の活動は根本的に私的な活動とは異なり一瞬たりとも中断されてはならないものであるから、公役務に参加する職員を私企業の職員と同視することはできないとし、管理的官吏の争議が適法となる点を批判する。Duguit, op. cit. p. 10 et s. なお、デュギイ原著「木村常信訳『公法変遷論』(大鏡閣、一九三〇年)一八七頁以下参照。デュギイ

の権力行為が管理行為二分論批判については、巨理格「行政による契約と行政決定(三)」法学四八巻二号(一九八四年)九六頁以下参照。

近時ではリュズイエが次のように述べる。権力行為と管理行為の区別は難しく、さらにこの区別は、公権力が行政客体に対する執行的決定においてのみ表明されることを前提としているが、このような前提はフランス公法のエスプリに反することは明らかと。v. Ruzié (D.), *Agents de personnes publiques et des agents de personnes privées*, L. G. D. J., 1960, p. 35.

本注の冒頭で紹介したデュギイとジェーズの指摘は、このような論争のなかで理解されなければならない。一九〇五年法六五条の文言、及び、同条に関する判例は、デュギイらの説を支持するように見えるが、立法者とコンセイユ・デタがベルテルミイの官吏二分説を否定したとまでは断言できない。「権力的官吏」であれ「管理的官吏」であれ、「官吏」ではある以上、いずれも人事記録閲覧請求権を有するとベルテルミイが理解していたとも考えられるからである。現にベルテルミイは一九〇五年以降も自説を変えておらず、六五条についての叙述において官吏の分類にまったく触れていない。v. Berthémy, *op. cit.*, p. 56 (もともと、一九一〇年に改訂された第六版では、権力行為と管理行為の区別が今日ではもはや事実上の確認にすぎず、ほとんど法的帰結をもたらさないとしていた。v. Berthémy (H.), *Traité élémentaire de droit administratif*, 6e éd., 1910, p. 4. しかし、第一版では二分説に戻っている)。とはいえ、よく知られているように、コンセイユ・デタは権力行為と管理行為の区別を否定し、官吏二分説もとらなかつた。また、官吏の勤務関係は、本文で後述するように、法令規程関係説で決着する。結局、ベルテルミイ説が通説の地位を得ることはなく、権力的官吏と管理的官吏の区別は何らの成果もあげなかつたのである。v. Grégoire, *op. cit.*, p. 180, de Laubadère (A.), Venezia (J.-C.) et Gaudemet (Y.), *Traité de droit administratif*, T. 5, 11e éd., L. G. D. J., 1998, p. 35, Auby (J.-M.), Auby (J.-B.), Jean-Pierre (D.) et Taillefer (A.), *Droit de la fonction publique*, 4e éd., Dalloz, 2002, p. 45. したがって、六五条の立法者がベルテルミイ説を否定したというデュギイとジェーズの説は、結果として判例の見解と一致する。以上については、神谷・前掲書一六頁、野村・前掲書三二二頁参照。なお、権力的官吏と管理的官吏の区別は、ドイツの「Beamte」と「Angestellte」、「Arbeiter」の違いに生かされるといふ指摘がある。v. de Forges (J.-M.), *Droit de la fonction publique*, 2e éd., P. U. F., 1997, p. 18.

(二) 雇員・労務員

一 行政に勤務する職員は官吏だけではない。一九〇五年法六五条制定当時から、官吏の他に非正規職員 (*agent non-titulé*) と呼ばれる人々が多数存在して来た。⁽¹¹⁵⁾ 元来は、臨時的例外的で緊急の仕事に従事させるため、あるいは、一時的な事務の増加に対処するために採用された補佐の人員で、その多くは任期付の臨時採用であった。職員群に組み込まれない点で官吏と異なり、当時の判例学説は、労働契約によって雇用された私的被用者 (*salarié privé*) とすることで一致していた。⁽¹¹⁶⁾ このような非正規職員が、一九〇五年法六五条の「雇員並びに労務員」として、同条の適用対象となるか否かが問題となった。⁽¹¹⁵⁾

二 初期の学説は消極的に解していた。例えばジェーズは次のように述べる。六五条の立法者は、官吏や雇員といった区別なしに新しい保障を付与したようにも見えるが、同条の射程はそこまで広くはない。公官庁の恒久的職員群に属していない臨時採用の者は対象外である。なぜなら、勤務評定がなされて人事記録や個人の特徴を示すカードが作成されかつ、昇進や転任が予定されているのは、公官庁の恒久的職員群に属す官吏だけだからである。⁽¹¹⁶⁾ と。

デュギイも同様の指摘をしたうえで、さらに、六五条の「雇員並びに労務員」とは、官吏ではあるが雇員や労務員が通常なところの現業活動を行なっている人々を指し、官吏以外の職員を意味するものではないと強調する。⁽¹¹⁷⁾

判例も一九二〇年代半ばまでは否定していた。例えば、一九一四年のベシエール氏判決 (C. E., 20 mars 1914, *Besnières, Rec.*, p. 378.) は、以下のように判示する。

「軍当局は原告にいかなる公務も与えていない。彼に与えられた任務はまったく臨時的なもので、彼は軍で実際に遂行した勤務時間に基づいて計算される手当の請求権を有するに過ぎない。このような状況からすると、原告

は六五条が対象とする官吏に含まれると主張することはできない。」

この判決についてドゥブリは、「雇員並びに労働員」という文言が「官吏」の一種を示すものであることを前提として、六五条の対象が官吏に限定されることを明らかにしたものと⁽¹¹⁸⁾する。デュギイの説が採用されたというわけである。その後、次に見る一九二六年判決までのコンセイユ・デタ判例は、いずれも、臨時の職員への六五条適用を否定する。⁽¹¹⁹⁾

三 非正規職員に一九〇五年法六五条の適用を初めて認めたのは、一九二六年のバトゥステイ夫人判決 (C. E. 22 janv. 1926, Mme Battesti, Rec., p. 71, D. 1928, III, p. 23, note Bienvenu.) である。

(事案) バトゥステイ夫人はフランス領西アフリカで臨時の看護婦に採用され、一九二四年二月二二日の統治官補佐 (lieutenant-gouverneur) 決定で解雇された。(判旨) 「六五条の文言、及び、同条が可決された状況からすれば、立法者は同条に一般的な射程を付与し、あらゆる官吏及び雇員につき、その所属する官庁がいかなるものであれ、同条が確保するところの保障を享受させようとしている。(中略) (*原告) がワガドゥーグーの病院で看護婦の職務を遂行するためにオート・ポルタ植民地に採用された状況からすれば、彼女は六五条が適用される職員の範疇に含まれるものとみなされなければならない。」

六五条の文言と立法者意思を根拠にその人的射程を広くとらえ、従前と異なり、臨時の職員にも同条の適用を認めたこの判決は、今日では、非正規職員にも六五条の適用を認める判例のリーディング・ケースと⁽¹²⁰⁾されている。ただ、この判決でなぜ判例が変更されたのか、原告が官吏あるいは非正規職員のいずれであるのか、判決文からは不明である。二

つの見方が示されている。

まず、ビヤンヴニユエは次のように述べる。私法契約で雇用された者にも六五条の適用を認めた本判決は、私法契約官吏の可能性を認めるものである。従来⁽¹²¹⁾の判例は官吏関係を公法上のものとしつつ、その法的地位から契約的要素、とりわけ個別の合意による官吏身分の変更可能性を極力排除してきた。本判決はこのような非常に明瞭な見解をいくらか不明瞭なものにする、と。つまりビヤンヴニユエは、六五条の対象が官吏のみであるという従前の判例を前提とし、同条の適用を臨時の私法契約職員にも認めることは、そのような者をも官吏とみなすことになる⁽¹²²⁾と理解し、その意味で判例が変更された⁽¹²¹⁾と位置付けたのである。彼は、この判決によつて官吏関係の法的性質につき首尾一貫した法理を形成することが難しくなり、かつ、契約官吏という概念によつて、官吏の争議が認められるという重大な帰結がもたらされることを懸念する。

これに対しドゥブリは大要次のように述べ、ビヤンヴニユエの見解を批判する。原告と行政との間に結ばれた期限付の契約は私法上のそれである。官吏関係は契約関係ではなく、法令規律関係 (situation statutaire et réglementaire)⁽¹²²⁾である。また、恒久的に勤務することが官吏の重要な要件である以上、臨時採用の原告に官吏資格が認められたということ⁽¹²³⁾はできない。本判決は官吏関係の法的性質について判例を変更したのではなく、官吏ではない非正規職員をも六五条の対象に含めた点が新しいのだが、本判決につき六五条の文言自体からはいかなる反論もありえない。なぜなら、「あらゆる文武官吏」という文言はそれだけで十分に明快であり、もっぱら官吏のみを対象とするのであれば、さらに「雇員並びに労務員」という、必ずしも精確とはいえない⁽¹²³⁾難い表現を別個挿入する必要はないはずだからである。にもかかわらず、そのような文言が盛り込まれたのは、官吏だけではなく非正規職員にも人事記録閲覧請求権を認めるのが立法者意思だからで、バトウステイ夫人判決はこのことを確認するに過ぎない、と。ドゥブリは以上のように述べ、従来⁽¹²¹⁾の判決の理

解こそが強く批判されるべきとした。⁽¹²⁴⁾

バトウステイ夫人判決以降、任用の臨時性を理由に非正規職員への六五条適用を否定する判決は見あたらない。この点、一九四九年のクラヴェル嬢判決（C. E., 4 nov. 1949, Mille Clavel, Rec. T., p. 741.）が明快である。

「（*六五条の）保障の享受は、官吏か否かにかかわらず、市町村役務のあらゆる職員につき拡張されている。そうであれば、臨時で採用されたに過ぎないという理由で市町村長秘書がこの保障を剥奪されることはない。」

他方、官吏関係の法的性質につき、判例は若干の動搖を経た後、一九三七年のミネル嬢判決（C. E., 22 oct. 1937, Dlle Minaire, Rec., p. 843, concl. Lagrange, D., 1938, III, p. 49, concl. note Eisenmann, R. D. P., 1938, concl., note Jéze, S., 1940, III, p. 13, concl.）において法令規律関係とすることで決着している⁽¹²⁵⁾。以上のことから、ドゥブリの見解が判例と一致する。

四 第一次世界大戦以降の非正規職員増加を受け、一九三〇年代には、これらの者についても官吏に類似の身分規程が制定されるようになり、その内容から、私的被用者とはみなし得ないような者も一部に登場する。そして、判例にも、六五条の適用を認める理由として、当該職員が「国家との間に行政上の関係を有する」⁽¹²⁶⁾ことや、「公法契約によつて統治領に結び付けられた職員」⁽¹²⁷⁾、あるいは、「公官庁の職員」⁽¹²⁸⁾である、すなわち公務員であることを挙げるものが登場するようになる。つまり、判例は、官吏ではないが私的労働者でもない、非正規の公務員という新しい職員範疇を承認し、これらの者を六五条の「雇員並びに労務員」として、同条の適用を肯定したのである。一九四〇年から一九五〇年にかけて非正規職員身分規程がさらに増加すると、この傾向は一層はつきりする⁽¹²⁹⁾。

判例の趨勢に鑑みると、六五条の「雇員並びに労務員」につき、官吏ではないけれども国等と「行政上の関係を有す

る者」、つまり「官吏以外の公務員」のみを指すという解釈が、リーディング・ケースは不明だが、遅くとも一九五〇年代には確立したと思われる。以上のことを裏付ける説示として、たとえば、ギュルドネ政府委員は一九五七年のある判決の論告で、「六五条が定める事前の人事記録閲覧の射程は非常に一般的で、当該職員の職務に鑑み、国あるいはその他の公共団体との間に行政上の関係を有する人々すべてに同条の適用を肯定するのが」判例であると述べている。⁽¹³⁴⁾アモンも同年に、「六五条について非常に広い適用範囲を認めてきた判例に照らせば、官吏の身分を有しておらず、いかなる懲戒上の保障も与えられていない者であっても、公務員でさえあれば、あらゆる人に同条が適用される」とする。⁽¹³⁵⁾

ところで、先にみたように、第二次世界大戦以前の判例学説は、非正規職員を私的被用者とする点で一致していた。それゆえ、一九二六年に下されたバトウステイ夫人判決は、私法契約職員にも六五条の適用を肯定したと理解されたのである。⁽¹³⁶⁾ところが、今日の判例は、六五条の適用を公務員に限っているから、行政に勤務する者であっても公務員ではない者、つまり私法契約職員には、同条の適用が否定されることになる。このことを明示的に述べる判決は見当たらないが、J・M・オービイ等がはつきりと指摘しており、⁽¹³⁷⁾先のギュルドネ論告やアモンの説示からも伺われる点である。すると、今日の判例は、論理的にはバトウステイ夫人判決よりも六五条の人的射程を狭めたことになる。ただ、実際には六五条の受益者は増加している。なぜなら、判例は公務員の資格が認められる範囲を拡張する方向で推移してきたからである。⁽¹³⁸⁾

以上の判例から以下のことを指摘できよう。コンセイユ・デタは、一九〇五年法六五条の文言を最大限に広く理解することはせず、六五条の「雇員並びに労務員」から私法契約職員を除外する。そして、一九五四年に公務員概念を拡張したヴァンタン氏・アフォルティ氏判決のシャルドオ論告が、公務員であることのメリットの一つとして六五条の適用があることを挙げている点⁽¹³⁹⁾を想起すれば、コンセイユ・デタは、人事記録閲覧手続を公務員制度において特に必要とさ

れる公法上の規制と位置付けた、と。

- (113) 今日の学説は、非正規職員を補助職員 (auxiliaire) や契約職員 (agent contractuel) 等に分類するが (序章第二節三六頁参照)、当時は非正規職員一般を「補助職員」としていたようである。v. Duez (P.) et Debeyre (G.), *Traité de Droit Administratif*, Libraire Dalloz, 1952, p. 749. 本稿では、便宜上すべて非正規職員と称す。
- (114) 序章第二節四〇頁、及び、拙稿「公務員制度の射程」川上宏二郎先生古稀記念論文集『情報社会の公法学』（信山社、二〇〇二年）（以下、「拙稿・「射程」」）五四頁以下参照。
- (115) 雇員と労務員の意味については、「はじめに」一三三頁注（51）参照。
- (116) Jéze, *Notes de jurisprudence*, op. cit., p. 475. 官吏概念についてのジェーズの見解については、拙稿・前掲「射程」六〇頁参照。
- (117) Duguit, op. cit., p. 152. 官吏概念についてのデュギイの見解については、拙稿・前掲「射程」五九頁以下参照。
- (118) Deby, op. cit., p. 25 et s.、これに対しオーリウは、六五条が適用されるためには公職従事が前提であるとしてこの判決を引用する。v. Hauriou, op. cit., p. 763.
- (119) C. E., 16 déc. 1910, *Mme Ducorps*, Rec., p. 953; C. E., *Nicaise*, Rec., p. 831; C. E., 22 avr. 1922, *Bailly*, Rec., p. 408; C. E., 31 mars 1922, *Rabé*, Rec., p. 318; C. E., 9 mars 1923, *Hardouin de la Forge*, Rec., p. 239; C. E., 9 janv. 1924, *Facy*, Rec., p. 32.
- (120) Plouvin, note sur T. A., de Paris, 14 oct. 1986, O. P. H. L. M. de la Ville de Saint-Ouen, A. J. D. A., 1987, p. 414.
- (121) *Bienvenué* (R.), note sur C. E., 22 janv. 1926, *Dame Balesi*, D., 1928, III, p. 23 et s..
- (122) 前注（112）参照。
- (123) 当時における判例学説上の官吏概念については、拙稿・前掲「射程」五七頁以下参照。とりわけ、任用の恒久性が官吏たることの要件とされていたことにつき、同五九頁参照。
- (124) *Deby*, op. cit., p. 27 et s..
- (125) コンセイユ・デタは、一九〇九年の著名なヴァンケル氏・ロズイエ氏判決（前述）で契約説を採用していたが、ミネル

嫌判決で判例を変更した。なお、十九世紀には契約説が主流であったことにつき、晴山一穂「フランスにおける官吏関係論の検討(一)」論叢九七巻三号(一九七〇年)一〇二頁以下、同「フランスにおける官吏関係論の検討(二)・(完)」論叢九八巻三号(一九七二年)五一頁以下、二十世紀前半の判例学説につき、兼子・前掲書『現代フランス行政法』二七九頁以下参照。

- (126) 官吏関係が法令規律関係であることは、一九四六年以来の官吏法で確認されている。現行法では、官吏の権利及び義務に関する一九八三年七月一二三日の法律(官吏法第一節)四条。
- (127) 序章第二節四〇頁参照。
- (128) C. E., 3 juil. 1935, Petetin, Rec., p. 759, C. E., 26 avr. 1939, Commune de Colombes, Rec., p. 264, C. E., 27 juil. 1945, Reverdy, Rec., p. 168.
- (129) C. E., 14 mai 1937, Vagler, Rec., p. 499.
- (130) C. E., 13 juin 1930, Julien, Rec., p. 687.
- (131) 前注(107)参照。
- (132) 序章第二節四〇頁参照。
- (133) C. E., 24 fév. 1950, commune de Pontgibaud, précité, C. E., 29 juil. 1950, Blouin, Rec., p. 485, C. E., 10 avr. 1964, Leclerc, R. D. P., 1964, p. 874, C. E., 23 déc. 1964, Ville de Saint-Ouen, R. D. P., 1965, p. 556 (省川・前掲一八九頁参照), C. E., 12 juil. Déc. 1969, Le Bris, Rec., p. 380, C. E., 4 nov. 1970, Hartmann, R. D. P., 1972, p. 265, C. E., 25 mars 1983, Vandais, Rec. T., p. 766.
- (134) Guldner, concl. sur C. E., 3 juil. 1957, Pioro et autres, Rev. Adm., 1957, p. 483.
- (135) Hamon (L.), note, sur C. E., 3 juil. 1957, Pioro et autres, D., 1963, p. 264.
- (136) Debry, op. cit., p. 27, Bienvenué, op. cit, p. 23, Waline, Traité élémentaire du Droit Administratif, op. cit., p. 325.
- (137) Auby (J.-M.) et Ducos-Ader (R.), Droit administratif, 7e éd., Dalloz, 1986, p. 38.
- (138) 序章第二節三七頁以下参照。
- (139) 序章第二節二八頁参照。その後、更に公務員概念が拡張されたことにつき、同二九頁参照。

(三) 名譽官吏 (fonctionnaire honoraire)⁽¹⁴⁰⁾

一 名譽官吏への一九〇五年法六五條適用可否に関する最初の事件は、名譽司法官 (magistrat honoraire) が問題となつた一九三一年のル・スコルヌ氏判決である (C. E., 3 juil. 1931, Le Sornet, Rec., p. 736, D., 1931, III, p. 48, S., 1932, III, p. 57, concl. Ettore, note Bonnard, R. D. P., 1931, p. 583, note Jéze)。名譽司法官について定める当時の法令は、品位ある職務遂行を名譽職付与の要件とし、名譽職を得た者には、公的行事への出席権、その際の法服用権、さらに、一定の裁判特権 (privilege de juridiction)⁽¹⁴¹⁾ を認めていた。ただ、名譽職認定は恩恵的なもので、現役司法官に名譽職請求権が認められていたわけではない。右の法令に懲戒や名譽職剥奪についての定めはなく、事件の争点は、現役司法官の懲戒規定が名譽司法官にも適用されるか否かであった。つまり原告ル・スコルヌ氏は、名譽職剥奪の権限が、現役司法官に対する懲戒処分と同じく、司法官職高等評議会 (Conseil Supérieur de la Magistrature) の設置する懲戒裁判所⁽¹⁴²⁾に属するとし、手続上の瑕疵を主張したのである。

エトリ政府委員は大意以下のように論告した。名譽司法官は、かつて所屬していた職員群と一定の関係を保持している。単なる元司法官とは異なり、官職との関係が完全に断ち切られているわけではない。名譽職付与という優遇措置が認められる以上、そのカウンター・バランスとして、名譽職取消しという統制を受ける。この措置は名譽司法官の倫理逸脱を制裁するための唯一の懲戒手段である。名譽職付与が恩恵的なものである以上、その裏返しである取消しも当局の自由裁量に委ねられ、現役司法官に認められる手続保障の対象となるものではない。ただし、一九〇五年法六五條があるかぎり、記録閲覧手続だけは経なければならぬ。判例によって適用範囲を拡張されてきた六五條は、懲戒に関する基本的な保障システムだからである、と。エトリはさらに、特に明文の根拠なく弁明手続の履践を義務づけた前述の一九〇三年ルドコウスキ大佐判決⁽¹⁴³⁾を引用し、同判決の解決と六五條から判例が導き出した保障は両立するから、「貴下

(* CONSEILYU・DATA) がこの点 (* 六五条を根拠とする点) に疑問であれば、法律の明文規定を参照する必要はない」とした。

(判旨) 「一八二〇年七月六日のデクレによれば、控訴院の院長および評定官は、退職する際、デクレによりそれぞれ名誉院長 (president honoraire) もしくは名誉評定官 (conseiller honoraire) の資格を獲得し、かつ、その身に伴う名誉と特典を享受することになるが、いかなる法令の明文規定も、現役勤務の司法官に関する懲戒権を司法官職高等評議会に付与する一八八三年八月三〇日の法律一四一条の条項を名誉司法官に適用することを定めていない。そうであれば、一九二九年三月二四日の本件デクレは、原告による防御手段表明を経ている以上、一九一六年一〇月一八日のデクレで付与した名誉職を適法に剥奪できる。」

この判決は、名誉職剥奪に際して相手方に防御の機会を保障することを求めているが、その根拠が一九〇五年法六五条にあるのか否か、明らかにしていない⁽¹⁴⁾。同判決については、二つの見方がありうる。第一は、名誉官吏は官吏でも公務員でもないために六五条の適用は否定されたが、不文の法原理によって防御の機会保障が求められたとする見方である。第二は、名誉司法官に官吏あるいは公務員の資格が肯定され、かつ、名誉職剥奪が懲戒処分の一種とされて、六五条が適用されたとする見方である。

二 ポナールは、判決文が名誉官吏の官吏性を明示していない以上、CONSEILYU・DATAは第一の見解に依拠するものであろうとする。曰く。本判決は当該処分を官吏に対する懲戒処分とはしなかったため、一九〇五年法六五条を適用するのではなく、同条が発想を得ているところの不文の法原理、すなわち、あらゆる被疑者には防御手段を表明する権利が

認められるという原理を承認した。本判決は、官吏懲戒に関する行政法上の原理、つまり人事記録閲覧手続原理の単純かつ純粋な適用を認めたわけではないが、同原理の正当な適用を内包するものである、と。彼は判旨の結論には賛成するが、三つの理由から、第二の見解をとるべきことを主張する。

まず、名誉職は、退職官吏が所属していた公役務とまったく無関係になることを避けるために授与されるもので、裁判特権等のような職務関連利益の付与は、名誉官吏に官吏の資格があることを含意している。したがって、名誉官吏とは、現役官吏とは異なる特別な範疇の官吏ということになる。名誉官吏は職務を遂行しないが、このことは決定的ではない。なぜなら、待命中の官吏 (*fonctionnaire non-active*) のように、職務を遂行することなく官吏の資格を保持する者もいるからである。

次に、名誉官吏は職務を遂行しないが、彼らの行為が懲戒事由たる非違行為に値することはあり得る。なぜなら、現役官吏による職務外での信用失墜行為も非違行為とされるが、名誉官吏も同じことを犯し得るからである。

最後に、司法官職高等評議会による懲戒裁判手続は特別な例外的制度で、明文の規定がない限り履踐の必要はない。法文上、この制度の適用は現役司法官に限られており、現役司法官ではない名誉司法官は、その対象外である。名誉司法官に適用されるのは、特別の明文規定がなくてもあらゆる官吏に適用される普通懲戒法 (*droit commun disciplinaire*) だけである。したがって、懲戒裁判所や懲戒審議会の関与は不要だが、絶対的に一般的な射程を有する六五条は、あらゆる官吏に対するすべての懲戒処分に適用されなければならない。

ボナールは以上のように述べ、コンセイユ・デタが六五条の基盤となる不文の法原理を適用した点を肯定的に評価するものの、彼自身の見解としては、六五条の適用を肯定すべきと主張する。⁽¹⁴⁾

三 他方、ジェーズは先の第一の見解に基づき、以下のように述べる。

まず、官吏身分は公役務の能率的運営のために付与されるもので、その本質は実際に公役務の運営に協力している個人という点にある。名誉官吏はその資格を恩与された個人として特別の身分を有するけれども、退職によって公役務を最終的に離れており、官吏身分の保持者とはいえない。名誉職の付与は、その人が品位をもって職務を遂行した官吏であることの公証に過ぎない。

次に、懲戒制度の目的は公役務運用の確保にある。したがって、懲戒制度の保障を受けるためには、相手方が公役務の運営に協力していることが前提であるから、公役務を離れた者については、固有の意味での懲戒処分はありえない。たしかに、名誉官吏が犯罪等によってその名声を汚した場合、処分庁側にはこの公証を取り消す権利もしくは義務があるろう。しかし、名誉官吏が公役務に所属していない以上、公証の取消しは、単に一個人から名誉という利益を剥奪するに過ぎない。それは、公役務から相手方を排除する懲戒処分ではないから、一九〇五年法六五条は適用されない。

とはいえ、名誉職剥奪は相手方にとっては正式な糾弾措置であり、小さな金銭的損害をもたらす。⁽¹⁴⁾ 事前に防御を表明させる手続を経ることなしに処分を下すことはできないとするのが適切であろう。

ジェーズは以上のように述べ、本判決については、相手方が弁明する機会を得ることなしには糾弾たる処分を發動されないという、公法上の一般原理に依拠するものと整理した。⁽¹⁴⁾ このようなジェーズの見解、そして、先に見たポナールの本判決に対する位置づけには、後にコンセイユ・デタ判例が確立した防御権の萌芽を見出ださう。⁽¹⁴⁾

四 コンセイユ・デタ自身がどのように考えていたのか、明らかではない。エトリ論告は、ポナールとジェーズのいずれの見解もとり得るというものであろう。しかし、その後、コンセイユ・デタの見解が明らかにされる。一九三六年六月一七日のゴティエ氏判決 (C. E. 17 juin 1936, Gauthier, Rec., p. 659) は、名誉主任査察官 (inspecteur principal) に対する名誉職剥奪につき、次のように判示した。

（判旨）「いかなる法令の条文も、名誉主任査察官につき懲戒審議会が介入することを定めておらず、かつ、一九〇五年四月二二日の法律六五条も名誉官吏への適用を定めていない。（中略）ゴテイエ氏が、自己を責める事実の一部を知らなかったことは認められるが、（中略）彼は自己に対する他の処分理由につき防御手段を表明している。そして、その処分理由は名誉職剥奪を根拠付け得るようなものである。」

この判決は原告の請求を棄却したが、六五条の適用を否定しつつも防御機会の保障が必要であることを前提にしていると思われる。ジェーズの見解に従うものであろう。防御権の法理を確立した一九〇四年のトロンピエ⁽¹⁴⁹⁾グラヴィエ未亡人判決のシュノ論告は、この判決を不文の手続法理を認める先例としており、さらに今日では、トロンピエ⁽¹⁴⁹⁾グラヴィエ未亡人判決及び一九〇六年のアラミュ氏判決⁽¹⁵⁰⁾と同一の基盤に立つものとして、先のル・スコルヌ氏判決とともに、防御権の法理を確立した判例の先駆的存在と位置付けられている⁽¹⁵¹⁾。

（140） 現行官吏法は、名誉職につき、以下のように定める。

「退職を認められたあらゆる官吏は、少なくとも公役務を二十年間遂行したことを条件に、その官等あるいは官職における名誉職（honoraire）に就くことを認められる。

ただし、名誉職の付与は、当該官吏の勤務の質を理由に、退職時に、退職承認を申し渡す機関によって、理由を付した決定により、拒否されることがある。名誉職が、職団排除後の行動の内容により、取り消されることもある。

文化的、科学的または研究上の活動を除く私的営利活動を行うに際し、名誉職を利用することは許されない」（国家公務の身分規程に関する一九〇四年一月一日の法律（官吏法第Ⅱ部）七一条）。

（141） 一八一〇年七月六日のデクレ七七条、一九二四年六月一六日の法律一三条

- (142) 司法官職高等評議会による懲戒裁判については、「はじめに」七頁、同三三頁注(48)、序章第一節二八頁参照。
- (143) 本章本節第一款第一項(二)参照。
- (144) なお、ジャンオとJ. M・オービイは、ル・スコルヌ氏判決を六五条が名誉官吏にも適用された例として引用する。Jeanneau, *op. cit.*, p. 80, Auby, *op. cit.*, p. 28.) 適切とは思われないが、ジャンオは同判決の解決について明文上の根拠が実は明確ではないとも述べており(Jeanneau, *op. cit.*, p. 81.)、また、ルドコウスキ大佐判決と並べて、明文の規定がないところを一般原理を適用したものと位置づけもしているため(*ibid.*, p. 126 *et s.*)、その真意は明らかではない。
- (145) Bonnard (R.), *note sur C. E.*, 3 juil. 1931, *Le Scomet S.*, 1932, III, p. 56 *et s.*
- (146) ジェーズによれば、金融会社等の取締役会 (*conseil d'administration*) は、顧客に対する信用を高めるために高級名誉官吏を採用したがる傾向にあり、この点で名誉職の付与は金銭的に非常に大きな意味を持つとする。Jéze (G.), *note sur C. E.*, 3 juil. 1931, *Le Scomet, R. D. P.*, 1931, p. 586.
- (147) *ibid.*, p. 583 *et s.*
- (148) 本章第二節第一款第一項参照。
- (149) Chenot, *concl. sur C. E.*, 5 mai 1944, *Mme Veuve Trompier-Gravier*, D., 1945, p. 359.
- (150) 本章第二節第二款第一項参照。その後の同旨例として C. E., 26 avr. 1956, *Malzac*, *Rec.*, p. 171.
- (151) *Maillard Desgrès du Loû, op. cit.*, p. 162. なお、「機部力」行政手続における防御権の保障』『フランス判例百選』(有斐閣、一九六九年)八一頁参照。

THE HOKKAIDO LAW REVIEW

Vol 54 No. 4 (2003)
SUMMARY OF CONTENTS

La procédure d'élaboration des décisions défavorables dans le droit de la fonction publique en France — de la communication du dossier au principe des droits de la défense —

Yasushi SHIMOI*

Introduction

Chapitre premier La fonction publique en France

section 1 L'évolution historique

section 2 La variété des agents de l'administration

section 3 La structure interne de la fonction publique et la carrière des fonctionnaires

section 4 Les décisions défavorables (première numéro du present tome)

Chapitre 1 Le développement à partir de l'institution de la communication du dossier jusqu'au principe des "droits de la défense"

Section 1 L'institution de la communication du dossier

sous-section 1 l'affaire des fiches et l'établissement de l'article 65 de la loi de
finances du 22 avril 1905

sous-section 2 Les appréciation par les doctrines

Section 2 La jurisprudence

sous-section 1 La jurisprudence sur l'article 65 de la loi du 1905

§1 Les modalités d'application de la communication du dossier

1 Le commencement de la communication du dossier

*Professeur adjoint de la Faculté de Droit de l'Université de Niigata

2. L'objet de la communication du dossier

§2 La portée personnelle de l'article 65 de la loi du 1905

1. Les fonctionnaires

2. Les employés et les ouvriers

3. Les fonctionnaires honoraires (present numéro)

§3 Les mesures auxquelles s'applique l'article 65 de la loi du 1905

§4 Les exceptions

sous-section 2 Le développement au principe des "droits de la defense"

§1 L'établissement du principe des "droits de la défense" comme la principe général du droit

§2 La jurisprudence postérieure

Chapitre 2 La jurisprudence sur la communication du dossier

Section 1 Les mesures auxquelles s'applique la communication du dossier

Section 2 Les contenu de la communication du dossier

Conclusion